

「漁業と洋上風力発電との共生・共栄」

桐原慎二*§

1. 我が国の漁業制度の特徴

2020年末の世界の洋上風力発電導入量は、前年より6.1GW増え35.3GWとなった。国別では英国が10.2GWで最大で我が国の155倍に当たる。一方、英国の漁業者数、漁業生産量・金額は、我が国の8-15%に留まる。かかる差異には両国の法制度の違いが影響しており、我が国で洋上風力発電の導入を図る場合、漁業制度の理解が必要と言える。

海面に漁業権がある国は、日本と韓国程度に留まる。漁業権は知事から免許を受けて特定の水面で特定の漁業を営む権利であり、公法上及び民法上の物権的権利を併せ持ち、江戸時代に原型が完成した。明治政府は欧州に倣い、国に使用料を払い先着順に漁業を許可する海面官有制を宣言したが、混乱が起き半年余りで撤回した。この後明治政府は津々浦々の漁業慣行を調査し、1901年に漁場利用の実態を近代法に当てはめた我が国唯一の独自法とされる漁業法を制定した。村の漁業者による漁業組合にのみ地先漁場の漁業権を免許する制度は、現在の共同漁業権に引き継がれている。

一方、知事や大臣が許可する許可漁業は、漁業権漁業ではないが、営む実態が社会通念上権利と認められるまで積み重なると漁業権の地位を有する権利になる。従って、洋上風力発電導入の検討には、許可漁業の操業実態の把握も求められる。

2. 洋上風力発電に対する青森県漁業者の意向

大規模な洋上風力発電の導入には漁業者の同意や理解が必要になるが、青森県では洋上風力発電に対する漁業者の意向が調べられていなかったため、アンケート調査を行ない511名から回答を得た。

この結果、洋上風力発電受け入れは、反対の16.4%に対して、条件によって受け入れる及び受け入れるの合計が71.3%と2/3を超えた。しかし、共同漁業権は漁業者総有との考えから、数に関わらず反対があれば受け入れ困難とする漁協もある。

洋上風力発電が漁業に与える心配については、①風車の放置、②風車のこわれ、③漁場の消滅、④運転時の海中騒音の順に回答が多かった。一方、

洋上風力発電を反対と回答した漁業者の反対理由は、①漁場の消滅、②運転時の海中騒音、③潮の変化や返し波の順となり、全体の心配の回答とは重さが異なった。洋上風力発電の受け入れに必要な条件については、邪魔にならない場所とする回答が最も多く、次いで補償・補填・補助金・漁場使用料など経済的項目が2-5番目、藻場や漁場造り、資源・漁獲増大、後継者対策が6-9番目で続いた。洋上風力発電に期待することは、①漁協経営の安定、②収入の増大・安定、③資源や漁獲増大の順に回答が多かった。一方、少ない風車数、新規雇用、工事での賑わいなど、漁業と直接関係ない項目は、条件や期待としては低い順位に留まった。

アンケートを通じて漁業者が考える洋上風力発電のデメリット（損失や危惧等）とメリット（漁業振興策等）の一端を把握できた。それらの軽減と加重を考えることで、漁業者が洋上風力発電との共生・共栄を判断する材料が得られると思われた。

3. 洋上風力発電を活用した漁業ビジョンの提案

洋上風力発電導入のデメリット、メリットは、個々の地域の漁業や漁業者によって多様である。画一的で地域の実情と乖離した漁業振興策では、漁業者が期待する成果を創り出せない。そこで、洋上風力発電との共生・共栄を判断する材料を得るため、漁業者が将来そうなって欲しい海と浜（漁村）の姿「洋上風力発電を活用した漁業ビジョン」づくりを提唱している。これまで、国から有望区域に選定された2漁協と協働で10～30年後に希望する海と浜のイメージを一枚のイラストにまとめる作業に取り組んだ。1つの漁協では9時間弱に及ぶ漁業者のブレインストーミングを通じて、他では漁業振興の4本柱を定めて漁業ビジョンを作成した。総花的、優先順位がない、ビジョン実現の保証人などの課題が指摘されたが、洋上風力発電受け入れの判断材料になる、地域将来のため洋上風力発電と無関係に作成すべきだったなど、漁業者からは概ね肯定的な評価が得られた。

再エネ海域利用法で国の事業者選定の評価基準に漁業協力が加えられ、洋上風力発電導入による漁業振興が期待される。一方、漁業と風力発電の共生・共栄の成否が今より豊かな海と浜の実現にあれば、漁業者主導による振興策づくりが鍵になるように思う。

* 国立大学法人弘前大学 地域戦略研究所（〒030-0813 青森県青森市松原2-1-3）

§ E-mail: kirihara@hirosaki-u.ac.jp